

受益者の皆様

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

「イーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型)／(年2回決算型)」
運用管理費用(信託報酬等)の表記変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「イーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型)／(年2回決算型)」につきまして、下記の通り投資対象ファンド「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド(以下、「インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」という場合があります。))の費用の表記を変更しました。また、これに伴い、運用管理費用(信託報酬等)における表記も一部変更となりましたので、お知らせいたします。

今後ともより一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更内容

＜「インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の費用の表記変更＞

投資対象ファンドの概要 「インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」

項目	変更前	変更後
運用報酬および管理費用等	年率0.45% <u>(上限)</u>	年率0.45% <u>程度</u>

＜ファンドの費用＞運用管理費用(信託報酬等)

項目	変更前	変更後
投資対象とする投資信託証券②	年率0.45% <u>(上限)</u>	年率0.45% <u>程度</u>
実質的な負担(①+②)	年率1.649% <u>(上限)</u> (税込)	年率1.649% <u>程度</u> (税込)

*①当ファンドの運用管理費用(信託報酬等)年率1.199%(税抜1.09%)に変更はありません。

＜変更理由＞

「インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」が定める費用の上限の範囲と、投資信託協会の規則に基づく総経費率の算定において対象となる費用の範囲が必ずしも一致していないことから、費用に上限がある旨の表記を行った場合、総経費率が実質的な投資家負担を上回る局面において誤解を招く可能性があるかと判断しました。こうした誤解を未然に防ぐため、費用表記の見直しを行いました。

なお、「インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の運用報酬および管理費用等については、引き続き上限が定められており、本表記変更に伴い、受益者の皆さまの実質的な費用負担割合が変更されるものではありません。

2. 変更適用日

2026年5月19日

以上